

介護人材確保対策総合支援補助金の活用にあたっての留意点について

「介護人材確保対策総合支援補助金」を活用していただくにあたり、留意点を次のとおりとりまとめましたので、ご確認ください。

1 現任の介護従事者に対する研修に対する助成について

介護従事者が、それぞれのキャリア設計に応じた資質向上の機会が得られるよう、研修機会の創出を期待しています。

なお、民間団体が実施する研修で、従来、受講料を徴収して実施していた研修を補助事業の内容とする場合には、県内の事業所等に勤務する介護従事者の受講料軽減のために補助金をあてることを条件に助成するものとします。

また、事業所等が組織内のみで実施する研修は、原則として補助金交付の対象としないのでご注意ください。

2 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営に対する助成について

事業所内保育施設の設置は、子育て支援策の一つとして離職防止・定着促進に大きな効果を発揮することが期待されています。

この補助金においても事業所内保育所の運営のための経費を助成することとしていますので、積極的な活用をお願いします。

※ <参考> 民間事業所の補助事例：(人件費－保育利用料) × 補助率 2/3

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、国が実施している「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の支給要件を基本的に満たすことが必要です。

3 複数事業を応募する場合の提出書類について

複数の補助金事業を応募される場合、「様式1の1」の事業の名称や補助金要望額はまとめてご記入いただき、「様式2の1」を事業毎に作成し添付してください。